

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

本日付けで発出した「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下単に「事務連絡」という。）においては、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し公表するため、各都道府県において、関係団体とも適宜協力をしながら、管下の医療機関のうち、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告するようお願いしたところである。

また、事務連絡においては、各都道府県において、管下の医療機関における事務連絡 1 .（1）及び（3）による歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨の毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告するようお願いしたところである。

つきましては、各都道府県におかれては、別紙 1 - 1「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領」及び別紙 2 - 1「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領」に基づき、所定の様式により、歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の情報と歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を集計し、それぞれ所定の期限までに厚生労働省の所定の提出先へ提出をお願いします。なお、厚生労働省への提出に際しては、「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（令和 2 年 4 月 10 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）において依頼した提出と同時に取りまとめて提出して差し支えない。

なお、これらの調査については、別記の関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施の当たっては、適宜、管下の関係団体とも連携しながら行うこと。

(別記) 関係団体
公益社団法人 日本歯科医師会

歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。)に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

2. 調査対象施設

全ての歯科診療を行う医療機関とする。

3. 調査実施方法

(1) 医療機関から都道府県への提出

事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要事項を記入し、都道府県に提出する。

(2) 都道府県から厚生労働省への提出

都道府県は、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器等による診療を実施する医療機関から提出された調査票を別紙1-3「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限

令和2年5月8日(金)

調査結果の提出に際しては、「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」を用いて取りまとめ、メールにて提出すること。

医療機関の一覧については、提出があったものから、上記の提出期限にかかわらず順次公表することとしているため、一定数の医療機関から調査票の提出があった段階で、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課

脇田、内田、堀、奥田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

都道府県からの提出先です。医療機関は所在地の都道府県にご提出ください。

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124、4107、2618)

5 . 調査結果の更新

公表する医療機関の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出すること。

都道府県は、上記の提出期限後も、医療機関から提出のあった調査票を月毎にとりまとめ、原則、各月第2週の金曜日までに前月分を上記提出先に提出すること。ただし、厚生労働省に提出された医療機関は順次一覧に反映することとしているので、一定の数の医療機関から調査票の提出があった場合は、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

1. 調査目的

「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

2. 調査対象

事務連絡1.（1）及び（3）②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

3. 調査実施方法

（1）医療機関から都道府県への報告について

医療機関においては、事務連絡1.（1）及び（3）②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、都道府県の担当部局に提出すること。

※ 「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別すること。

（2）都道府県から厚生労働省への報告について

各都道府県においては、医療機関から提出された調査票を取りまとめ、下記の提出期限までにメールにて提出すること。なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

（1）提出期限

各月第2週の金曜日までに前月分を提出する。

注) 調査結果の提出に際しては、医療機関から提出された調査票を取りまとめた上で、都道府県における担当者の連絡先を追記した上で、メールにて提出すること。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課

脇田、内田、堀、奥田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

※都道府県からの提出先です。医療機関は所在地の都道府県に提出ください。

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124、4107、2618)

